

○島根県附属機関設置条例（抄）

昭和 43 年 6 月 28 日
島根県条例第 15 号

島根県附属機関設置条例をここに公布する。

島根県附属機関設置条例

（この条例の趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及びその担当事務）

第 2 条 別表の左欄に掲げる執行機関に同表の中欄に掲げる附属機関を置き、その担当事務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

執行機関	附属機関	担当事務
知事	島根県総合 開発審議会	知事の諮問に応じ、県の総合開発に関する重要事項を調査審議すること。

○島根県総合開発審議会規則

昭和47年2月12日
島根県規則第3号

島根県総合開発審議会規則をここに公布する。

島根県総合開発審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)第3条の規定により、島根県総合開発審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、県の総合開発に関し知識経験を有する者及び関係団体の役職員のうちから知事が委嘱し、又は命ずる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、諮問された事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策企画局において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。